

前文	第7章 市政運営の原則
第1章 総則	第25条 総合計画
第1条 目的	第26条 行政評価
第2条 条例の位置付け	第27条 財政運営
第3条 定義	第28条 政策法務
第2章 基本理念	第29条 組織・人材育成
第4条 基本理念	第30条 法令遵守・公益通報
第3章 基本原則	第31条 要望・苦情
第5条 参画の原則	第32条 行政手続
第6条 協働の原則	第33条 危機管理
第7条 情報共有の原則	第8章 他団体等との連携
第4章 自治の主体	第34条 他団体及び関係機関との連携
第1節 市民	第9章 条例の見直し
第8条 市民等の権利	第35条 条例の見直し
第9条 市民等の役割	
第2節 議会	
第10条 議会の役割	
第11条 議会の責務	
第12条 議員の責務	
第3節 市長等	
第13条 市長の責務	
第14条 職員の責務	
第5章 参画と協働	
第1節 参画	
第15条 市民活動団体	
第16条 参画の保障	
第17条 参画の形態	
第18条 市民投票	
第19条 市民投票の請求及び発議	
第2節 協働	
第20条 協働のまちづくり	
第6章 情報共有	
第21条 説明責任	
第22条 個人情報保護	
第23条 情報の収集等	
第24条 情報の共有	